

ChatGPT o1 pro

共有する

あなた:

以下に、同一事件に関する第一審（東京地裁）判決と控訴審（知財高裁）の判決を示します。比較検討してください。（以下、判決文：省略）

特許法と AI 発明の適用

2m 0s の間、推論済み

以下では、東京地方裁判所の第一審判決（令和 6 年 5 月 16 日判決。以下「原審判決」といいます。）と、知的財産高等裁判所の控訴審判決（令和 7 年 1 月 30 日判決。以下「控訴審判決」といいます。）を中心に、両判決の論理構成・結論・争点ごとの検討内容などを比較しつつ整理します。両判決とも最終的な結論（請求棄却）には相違がありませんが、主に以下の点で、それぞれの判示内容・説示の仕方や論じ方に特徴があります。

---

## 1 主な結論とその理由の骨子

### (1) 結論はいずれも同一

- 両判決とも、「特許法上の発明者は自然人に限られ、AI（人工知能）を発明者として記載した本件出願には、国内書面における形式的要件違反（発明者の氏名を自然人として記載していないこと）がある」と判断し、原告の出願却下処分取消請求をいずれも棄却しています。
- したがって、両判決とも本件処分（出願却下処分）は適法であるとしています。

### (2) 争点の整理

- 両判決とも、大きく分けて
  1. 「特許法上の『発明』に AI が自律的に生成したものが含まれるか」（＝「AI 発明」は特許法 2 条 1 項の「発明」にあたるか）
  2. 「国際出願の国内手続において、発明者の氏名（自然人）を記載しない出願は方式要件違反となるか」
- この 2 点を中心に検討しています。

---

## 2 第一審判決（原審判決）の特徴

1. 知的財産基本法 2 条 1 項や特許法の構造を参照しつつ、「特許法上の発明者とは自然人を指す」と結論づけています。とりわけ次のように説示しています。
  - 知的財産基本法 2 条 1 項は「発明」を「人間の創造的活動により生み出されるもの」と位置付けていること。
  - 特許法では、発明者名義（氏名）の記載や発明者名誉権などの条文構成から

して、自然人を前提にしていること。

- 法人が発明者にならないことと同様、AI のような権利能力を有しない存在が「発明者」になることは予定されていない。

## 2. 国内書面の必要的記載事項としての「発明者の氏名」(特許法 184 条の 5 第 1 項 2 号) について

- 「形式要件としての記載義務は明文の条文上明確である以上、それが AI の場合でも省略できるわけではない」と判断し、「AI 発明」と主張する出願であっても、発明者氏名を自然人として記載していない以上、方式欠陥があるとしています。

## 3. AI 発明は立法論の問題として言及

- AI 発明に特許を与えるかどうかというのは、技術・産業政策上、今後の立法的検討課題であって、現在の特許法の制度(自然人を発明者とする前提)では対応し切れない領域だ、という点がある程度まとまって説示しています。
- そのうえで、原告のいう「AI 発明を保護しないのは TRIPS 協定に反する」「AI の創作物には特許法上の保護が与えられるべきだ」などの主張については、「立法論としては議論の余地があるが、現行法解釈の範囲を超える」として退けています。

## 4. AI 発明を保護しない解釈の一応の問題意識には触れつつも、結論的には原告の請求を認めないという姿勢

- AI 発明における法的懸念(冒認出願が増える、既にある AI 発明が公知の技術として引用できなくなる可能性、等)にもある程度触れていますが、最終的には「それでも現行法解釈では原告の主張は認められない」という結論を示しています。

---

## 3 控訴審判決(知財高裁判決)の特徴

### 1. 原審と同じ結論を支持しつつも、争点ごとの検討がより詳細・体系的

- 控訴審判決の方が、原告の個別の主張(例: AI 発明と進歩性要件との関係、民法上の果実取得権との関係、憲法 14 条との関係など)をより丁寧に拾い上げ、それぞれに反論している構成になっています。
- 第一審よりも各論点をより細かく整理しており、かつ、「自然人に帰属しない発明は、特許法が予定する『特許を受ける権利』の発生をそもそも認めていない」という点を強く打ち出しています。

### 2. 「そもそも特許法は自然人を念頭にした制度設計であり、AI 発明には権利能力がない以上、特許を受ける権利も発生しない」という筋道を明確に説示

- 控訴審判決は、「発明をした者(=自然人)に特許を受ける権利が原始的に帰属する」という特許法 29 条 1 項柱書や職務発明(法 35 条)の構造など

を挙げ、AIには法人格が無いからそもそも原始的権利帰属が生じる余地がない、と整理しています。

- また、「AI発明も含まれる」としてしまうと、特許法上の制度全体（存続期間や侵害要件など）が大きく揺らぐ立法政策上の問題になるため、それは解釈ではなく立法論として処理すべきである、と明言しています。

### 3. TRIPS協定との関係に対する反論がより明確

- 控訴審判決は、「TRIPS協定27条1項がそもそもAI発明を保護の対象に含めているわけではない」と明示的に説示し、さらに、「複数の国でもAIは発明者とは認められないとの判断がある以上、TRIPS協定違反ではない」と判断しています。

### 4. 原告の補足主張（憲法14条違反など）にも言及

- 第一審ではあまり言及されていない、出願手続の平等原則との関係等について、控訴審判決では「国内書面の必要的記載事項としての自然人氏名という要件は、特許法の構造上の当然の帰結であって、原告のみ不利益を受けるわけではない」と退けています。

### 5. 冒認出願の増加や無効審判請求権者の問題などについて

- 第一審判決と同様に、「現行法が予定していない事態であり、立法論としては検討の余地があるが、現行法解釈の範囲ではAI発明を特許する制度が整っているとはいえない」として却下の正当性を認めています。

### 6. 全体として立法論の必要性を再度強調

- 第一審判決でも立法論を示唆していましたが、控訴審判決ではさらに、「今後の国際協調も含めた立法政策上の検討が必要」というスタンスを強めに打ち出しており、「現行法解釈では解消できない」とより詳細に述べています。

---

## 4 両判決の比較・評価

### 1. 論じ方の深度

- 第一審判決は、(1)自然人を前提とする特許法の規範構造と\*\* (2)AI発明が存在するとの原告主張\*\*の平面で、「現行法の想定外である以上、AIを発明者として認めることはできない」という結論を比較的簡潔に示しています。
- 控訴審判決は、より多角的に原告の主張（憲法論、民法論、TRIPS論など）を取り上げて逐一反論し、そのうえで「AI発明に特許を与えられる仕組みを作るかどうかは現行法の解釈の域を超える」という点を明快に結論づけています。

### 2. 結論の方向性は同一だが、控訴審の方が体系的・包括的

- 第一審判決と同様に「AIは特許法上の発明者とはなり得ず、本件処分は適法」としていますが、その理由づけ（ロジック）の構成をより詳細に行い、

原告の追加主張にも丁寧に応答しているのが控訴審判決の大きな特徴です。

### 3. 欧州特許庁の AI 発明関連判断の引用

- 第一審判決・控訴審判決ともに、原告の「欧州特許庁審判部の判断」の引用に触れていますが、**両判決とも**「そもそも日本は EPC の締約国ではなく、仮に欧州特許庁の見解を参照しても、EPC も AI が自然人以外の発明者として認められるわけではない」と退けています。
- 控訴審判決の方が、「欧州特許庁審判部の結論も AI を発明者と認めず、同じく却下している」ことを強調し、原告が都合のいい部分だけ抜き出していることへの反論を行っています。

### 4. TRIPS 協定との関係

- 第一審判決でも、TRIPS 協定 27 条 1 項の解釈に関し、「AI 発明の保護が義務付けられているとは言えない」という結論を導いていますが、控訴審判決の方がより明確に、「複数国で AI は発明者にならないとされている現状からしても、TRIPS 違反ではない」として、原告の主張を全面的に退けています。

### 5. 「立法論」としての留保

- 第一審判決でも「立法論としては国民的議論と社会的影響の検討が必要だ」と述べていましたが、控訴審判決はさらに一步踏み込み、「AI が知財制度にもたらす影響や国際協調の観点を踏まえ、国会レベルで制度設計を行うのが適切であって、現行法解釈としては認められない」と強く付言しています。

---

## 5 まとめ

- **結論自体は両判決とも同一**であり、「AI を発明者とする本件出願は方式要件を満たさず、本件却下処分は適法」であるという点に変わりはありません。
- **第一審判決**は、知的財産基本法 2 条 1 項や特許法の既存規定から、自然人を発明者とする前提を崩すことはできず、AI 発明を保護するなら立法論である、という結論を比較的シンプルに示しています。
- **控訴審判決**は、第一審と同じ結論を支持しながらも、より踏み込んだ理由づけと多角的な反論により、
  - 「特許を受ける権利」や「発明者名誉権」が自然人前提であること、
  - AI には権利能力がないため現行法には AI 発明への特許付与を定める仕組みがそもそもないこと、
  - TRIPS 協定違反や憲法 14 条違反などの主張も認められないこと
  - 冒認出願の懸念なども含め、なお立法的検討事項であることをより丁寧に説示しています。

いずれにせよ両判決とも、「自然人による発明であることを前提とした現行特許法において

は、AI を発明者として記載した特許出願は要件を満たさない」という結論に変わりなく、AI 発明の保護は、あくまで今後の立法論として検討されるべき問題であるという姿勢を明確にしています。

01-pro

あなた:

立法論への示唆で、東京地裁判決と知財高裁判決での一致点と異なる点を整理してください。

裁判所の立法論示唆

1m 23s の間、推論済み

以下では、東京地裁判決（令和 6 年 5 月 16 日判決）と知財高裁判決（令和 7 年 1 月 30 日判決）における、「立法論」の必要性に関する示唆について、両判決の一致点と相違点（強調点や説示の深度など）を整理します。

---

## 1 一致点（共通する見解や示唆）

### 1. 「AI 発明」が現行特許法では想定されていない

両判決とも、「特許法は自然人を発明者とする前提で立法されており、AI による自律的な発明まで保護する制度設計にはなっていない」と認定しています。

### 2. 立法論として検討されるべき

このように現行法の射程外の事象（AI による自律的発明）を保護するかどうかは、立法政策的観点や国際協調等の幅広い検討を踏まえる必要があるという点を両判決とも明言しています。

- 東京地裁判決：「AI がもたらす社会経済構造等の変化を踏まえ、国民的議論による民主主義的プロセスに委ねるべき」
- 知財高裁判決：「AI 発明に特許権付与が必要かどうかは立法政策上の問題であり、現行特許法の解釈を超える」

### 3. 立法論の重要性を認めつつも現行法では救済しない

両判決とも、立法論の必要性は認めながらも、「現行特許法が AI 発明に対して特許権を付与する仕組みを備えていない以上、法解釈によって特許を認めることはできない」と結論づけています。

---

## 2 相違点（説示の仕方や強調度合いの違い）

### 1. 立法論への言及の「深度」や「位置づけ」

#### ○ 東京地裁判決

- 立法論への言及は比較的簡潔で、「特許法は自然人の発明を対象としており、AI 発明には権利能力がない。よって現行法上は保護できない

い。もし保護をするなら**立法論**として検討が必要」というトーン。

- AI 発明の将来像については一定の懸念（冒認出願や無効手段の欠如など）にも言及するものの、最終的には「現行法の解釈においては原告の請求を認めない」という結論を強調し、立法論については付随的に述べる形になっています。

○ **知財高裁判決**

- 立法論を巡る問題により丁寧に触れ、特許を付与する際の影響（例えば存続期間や当業者概念など）にも言及し、「制度全体の再設計が必要となる」ことを強調。
- 「国際協調の側面を含め、広汎かつ慎重な議論が必要」という説示がより明示的で、**立法論の検討が不可欠であるという位置づけを強く打ち出している**印象です。

2. **立法論の射程についての具体性**

○ **東京地裁判決**：

- AI 発明をどう扱うかについては具体的な検討事項にはあまり踏み込まず、「まず国民的議論と立法府での対応が必要だ」という枠組みでとどまっています。

○ **知財高裁判決**：

- 「AI と自然人の創作能力・当業者観念の相違」、「専有権の強力性」など、実際に**立法として制度化する際に検討が必要な問題点**を列挙し、より具体的な課題を示唆するかたちになっています。
- AI 発明を現行法の特許権と同じように扱うかどうかは、海外の判断動向や TRIPS 協定との関係も含め、立法レベルで慎重に議論すべきだ、という点を強く主張しています。

3. **立法論に関する言及の位置づけ（補足 vs.結論部分）**

○ **東京地裁判決**：

- 本論（特許法の文言解釈による結論）を示した後に、「付言」として立法論を簡潔に示すスタイル。

○ **知財高裁判決**：

- 争点ごとの検討の結論部分で都度「立法論としては検討の余地があるが、現行法では認められない」と言及し、さらに判決の最後でも**立法論の必要性を改めて強調**するという、立法論へのフォーカス度合いがやや強い構成になっています。

---

3 **まとめ**

- **共通点**

- AI 発明を保護するには「立法論による新たな制度設計」が必要であり、現行特許法の解釈だけで AI を発明者とする出願に特許を与えることはできない。
- TRIPS 協定など国際的動向も踏まえつつ**慎重に検討すべき立法政策上の課題**だという認識は共通している。

● **相違点**

- **東京地裁判決**は、立法論への言及が簡潔かつ付言的な位置づけで、現行法解釈としては「AI 発明には特許を認められない」とまとめる色合いが強い。
- **知財高裁判決**は、立法論の必要性を一層強調しつつ、AI 発明が特許制度に及ぼし得る具体的影響や検討課題を挙げるなど、より踏み込んだ論及を行っている。

このように、両判決は立法論の必要性を**最終的に同様の結論**として示す一方で、**裁判所の示唆の深さや具体性**という点で、知財高裁判決の方がやや広範・強調的に扱っている、という違いが見られます。

o1-pro

あなた:

比較表の形でまとめてください。

o1 pro mode へのリクエスト

推論を終了しました

以下では、\*\*東京地裁判決（令和 6 年 5 月 16 日判決）と知財高裁判決（令和 7 年 1 月 30 日判決）\*\*における「立法論」に関する示唆や言及内容について、比較表の形で整理します。

比較項目	東京地裁判決	知財高裁判決
立法論への言及の位置づけ	- 判決文の末尾近くで簡潔に付言する形。	- 争点の検討結論の中で都度「これは立法論の課題」と強調。
立法論の必要性について	- 「AI 発明は想定外」かつ「自然人が発明者であることを前提とする特許法と整合しない」ため、保護するに立法論で対応すべきとしている。	- 判決文全体を通して「制度全般を再設計する立法上の検討が必要」とより明確に説示。
言及の具体性（深度）	- 「AI 発明は想定外」かつ「自然人が発明者であることを前提とする特許法と整合しない」ため、保護するに立法論で対応すべきとしている。	- 特許法の構造（発明者の原始的帰属、当業者概念、権利能力など）と AI 発明の齟齬をより詳細に検討し、「立法政策上の問題」として幅広い再設計を要すると強調。
	- 立法論の必要性を認めつつも、議論の内容は簡潔。	- 産業政策・国際協調の観点、当業者性、存続期間、強い独占権付与の是非など、具体的な検討課題を複数提示。
	- AI 発明がもたらす具体的影響や課題（引用発明や冒認出願など）にあ	- 立法による再設計が避けられない問題

## 比較項目 東京地裁判決

## 知財高裁判決

る程度触れるが、深くは踏み込まないとして、より丁寧に説示。  
い。

立法論への期待・  
示唆

- 国民的議論による民主的プロセス - 争点ごとに立法措置の必要性を重ねて  
に委ねるべきとの趣旨に言及。 説示しており、より強い調子で「立法論と  
<br>ただし主文・要旨は「現行法解釈でして早期に検討すべき」と提示。

は AI 発明を保護することはできな  
い」という結論重視。 - AI 発明保護の是非は「世界的・国際的な  
調和の観点でも重要」というスタンス。

トーンの違い  
- 比較的淡々と、結論（AI 発明は特  
許法の想定外→却下は適法）を示し  
たうえで、立法論に付言する形。 - 立法論を強調しており、「現行法の解釈  
の枠内で AI 発明を保護するのは難しい」  
「立法的解決こそが今後の課題」という  
姿勢を明示。

結論との関係  
- 原告の主張を退ける結論は同じだが、  
「立法論の必要性」はあくまで付随  
立法論に踏み込みつつ「AI 発明に現行法  
を無理やり適用するのは到底困難」と強  
的な補足。

<br>原告の主張は認められず、本件出  
願却下を適法と判断。 - 裁判所としては立法論に委ねざるを得  
ないという結論を強く示唆。

### ポイントまとめ

1. 両判決とも「AI 発明を保護するには、自然人を前提とした既存の特許法とは別の制度設計が必要」と結論づけ、現行法では発明者を自然人とする要件を満たさない以上、AI 発明には特許を付与できないとしている。
2. 東京地裁判決は、判決主文で現行法解釈上の結論を示したうえで、「AI 発明への対応は立法論として検討すべき」という付言が中心。
3. 知財高裁判決は、同じ結論を維持しながら、立法論の必要性をより具体的かつ強いトーンで説示し、国際協調も含めた今後の法整備の検討を強く促している。

o1-pro

あなた:

比較表の中に、判決文の引用も入れてください。

o1-pro のリクエスト

1m 12s の間、推論済み

以下では、東京地裁判決（令和 6 年 5 月 16 日）と知財高裁判決（令和 7 年 1 月 30 日）における「立法論」の位置づけや示唆について比較表を作成し、各行に判決文からの簡潔な引用を付しています。引用箇所はいずれも、判決文中で立法論への必要性やそれに関連する内容に言及した部分から抜粋したものです（太字強調は本回答で付したものです）。

比較表：東京地裁判決と知財高裁判決における「立法論」への言及

比較項目 東京地裁判決（令和 6 年 5 月 16 日） 知財高裁判決（令和 7 年 1 月 30 日）

1. 立法論 - 主たる争点（現行法解釈による結明）に含まれるか等の検討の中で繰り返しの論）を示したあと、判決末尾近くで付し「これは立法論として検討すべき課題」  
<br> 言言として簡潔に触れる。 と強調。

及の位置 - 「まずは国民的議論・民主主義的プロセスに委ねるべき」という趣旨。 国際協調や産業政策まで含め、「幅広く慎重な議論が不可欠」として立法論の必要性を強く示唆。

<判決文引用> 「…まずは我が国で立法論として AI 発明に関する検討を行って可及的速やかにその結論を得ることが、AI 発明を踏まえた国民的議論による民主主義的に関する産業政策上の重要性に鑑み、プロセスに委ねるべき問題であり、…（中略）…単純に AI 発明を現行法の特許権の対象とする法解釈をすることはできず、立法化のための議論が必要である。」  
(東京地裁判決・第 4 当裁判所の判断・未段落) (知財高裁判決・第 4・1(1)イ等)

2. 立法論 - 言及はあるが比較的抽象的。 概念的との整合、存続期間の問題、強力な独占権の付与可否、国際協調との整合など)。  
<br> - 「AI 発明が公知技術に当たらず新規性要件の形骸化を招く懸念」「冒認出願と無効の問題」などを挙げつつ、「立法論で対応を要する」と整理。 「特許法の構造(権利能力者＝自然人等)と AI の自律的創作能力は大きな齟齬がある」として、立法的再設計が不可避であることを強調。

<判決文引用> 「…そもそも AI 発明には発明者名誉権が観念できないことや、冒認出願を事実上容認することにつながる懸念は、当裁判所も十分傾聴に値する」と考える。もっとも、これらは現行法が想定しない問題であり、…立法論で対応すべきであって、…」  
(東京地裁判決・第 4 当裁判所の判断) 「…AI 発明に特許を付与する場合には、当業者概念や存続期間を含む制度全体の構造を見直す必要があるなど、…一国の産業政策上の議論として幅広く検討されるべきものである。…現行特許法の解釈によっては対応し切れない問題であって、立法論としての検討が不可欠である。」  
(知財高裁判決・第 4・1 才等)

3. 立法論 - 特に最後に「期待される」と述べる - より強い口調で「今後の立法的対処が不

比較項目 東京地裁判決（令和 6 年 5 月 16 日） 知財高裁判決（令和 7 年 1 月 30 日）

の <br> 形。

期待・示唆の度合い  
- 「AI 発明が制度的にどのように扱われるべきかは民主的プロセスで」とい  
う程度の示唆にとどまる。

可欠」と示唆。

- 「世界的動向や TRIPS 協定との関係にも照らし、立法措置が要る」など、国際協調を含む大きな視点を提示し、現行法解釈だけで解決できないと断ずる。

<判決文引用>  
「…AI 発明に係る制度設計は、AI がもたらす社会経済構造等の変化を踏まえ、国民的議論による民主主義的なプロセスに委ねることが相応しい…」  
(東京地裁判決・第 4 当裁判所の判断)

「…AI 発明について特許権の対象とするか否かは、各国の立法政策や国際協調の側面も含め、幅広く慎重な検討が必要である。…いまだ我が国ではそのような立法的判断がなされていない以上、…現行特許法の下で AI 発明を保護する余地はない。」

(知財高裁判決・第 4・1(オ)等)

#### 4. 最終結論

- AI 発明は「発明者が自然人であること」を前提とする現行法に合致せず、出願却下は適法とする。

- 同様に原告の請求棄却。ただし争点ごとの検討内で立法論を何度も指摘。

- 立法論の必要性を付言しつつも、最終的結論では原告の請求を棄却。

- 「立法論として検討されるまでは AI 発明に特許は与えられない」という強い調子で結論付け。

<判決文引用>

「…したがって、本件処分は適法であり、原告の請求は理由がないからこれを棄却する。…AI 発明を保護するかどうかは今後の立法論に委ねるほかない。」

(東京地裁判決・主文および終局部分)

「…特許法に基づき AI 発明について特許を付与することはできない。本件控訴も理由がなく棄却する。なお、AI 発明の保護制度をどう構築するかは立法政策上の問題として検討すべきである。」

(知財高裁判決・主文および結論部分)

---

#### ポイントまとめ

1. 両判決とも、「**自然人が発明者であることを前提とした現行特許法の立法構造では、AI による自律的発明は特許付与の対象外**」とし、結果的に原告 (AI を発明者とした出願) の請求をいずれも退けています。
2. 同時に、「**AI 発明への特許付与の是非は、立法論として広範な検討が必要**」という点は両判決共通です。
3. **東京地裁判決**は、判決文末尾で比較的短く立法論に言及し、「民主主義的プロセスによる検討が相応しい」と述べるにとどまります。
4. **知財高裁判決**は、争点を細かく検討する中で繰り返し立法論の必要性を指摘し、よ

り強い調子で「国際協調や産業政策などを含めた慎重な立法検討が不可欠」と説示  
しています。

o1-pro